

乙第一二號

案起

昭和五年一月十二日

決定

昭和五年一月十二日

施行

昭和五年一月十三日

昭和二十四年一月十三日

總理之官房總務課長
總理之官房會計課長 宛

りやく奪財産に関する司令部より公信添付書類

の件

標記の件に關し外務省特殊財産局長より別紙 写しの

とおし申越があつたので通知します。

裏面白紙

産一合第九号

昭和二十四年一月十日

外務省特殊財産局長



総理府官房総務課長殿

リヤク奪財産に関する司令部あて公信添付書類
の件

民間財産管理局（O・P・O）より、リヤク奪財産に関する日
本政府よりの司令部あて公信について英文の附属書類を添付する
ものは二部（一部は写でよい）を送付するよう要望されている一
方外務省においても事務の処理上写一部を添えて置く必要がある
から爾今O・P・Oあて英文書類（殊に申請書の類）は本文の外
写二部を添付の上当方に送達願いたい。

本價送付先

各	房	官	官	長	長	部	總
都	涉	房	房	・	・	・	理
道	外	文	文	・	・	・	廳
府	外	書	書	・	・	・	官
縣	長	長	長	・	・	・	房
知	・	・	・	・	・	・	務
事	・	・	・	・	・	・	員
・	・	・	・	・	・	・	長
各	大	府	法	長	長	局	・
運	臣	式	務	・	・	・	引
調	官	部	裁	・	・	・	揚
地	房	察	官	・	・	・	援
方	涉	外	房	・	・	・	護
專	外	事	涉	・	・	・	廳
務	長	長	長	・	・	・	復
局	長	長	長	・	・	・	員
長	・	・	・	・	・	・	局
		勞	厚	・	・	・	復
		働	生	・	・	・	員
		大	大	・	・	・	業
		臣	臣	・	・	・	務
		官	官	・	・	・	房

裏面白紙